

平成31年第1回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	第1号議案
議案名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市自治基本条例審議会、安城市雨水マスタープラン策定審議会及び安城市文化振興計画策定審議会の設置に伴うもの</p> <p>附属機関に安城市自治基本条例審議会、安城市雨水マスタープラン策定審議会及び安城市文化振興計画策定審議会を加える。</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>
議案番号	第2号議案
議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職員定数の変更 ※ 現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 3 号議案
議 案 名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院規則の改正に準じ、時間外勤務命令の上限時間の設定などの措置を講ずるもの</p> <p>時間外勤務命令の上限時間の設定などについて必要な事項を安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に盛り込む旨の改正</p> <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 4 号議案
議 案 名	安城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>学校教育法の改正に伴うもの</p> <p>引用している学校教育法の条項名の変更 第 4 条第 2 号中「第 1 0 4 条第 4 項第 2 号」→「第 1 0 4 条第 7 項第 2 号」</p> <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第5号議案
議 案 名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市福祉センターの使用料の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市福祉センターの施設及び附属設備について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後4時30分から午後5時30分までの間の使用料の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第6号議案
議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>放課後児童支援員になることができる者として、専門職大学の前期課程において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて同前期課程を修了した者であって都道府県知事が行う研修を修了した者を加える。</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第7号議案
議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>児童扶養手当の支払期月及び支給制限の適用期間が改められたことを踏まえ、遺児手当の支払期月及び支給制限の適用期間を改めるもの</p> <p>1 支払期月の改正 遺児手当の支払期日を4月、8月及び12月の3期から1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期にする。</p> <p>2 支給制限の適用期間の改正 受給資格者が監護し、又は養育する遺児が、学校教育法に規定する義務教育終了後の者である場合において、当該受給資格者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条第1項に規定する扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表に規定する額以上であるときの遺児手当の支給を停止する期間をその年の8月から翌年の7月までからその年の11月から翌年の10月までにする。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 平成31年9月1日 2 平成31年8月1日</p>
議 案 番 号	第8号議案
議 案 名	安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>発達相談支援室における事業の利用者の範囲を拡充するもの</p> <p>発達相談支援室における事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 第12条第1号に掲げる事業 障害児相談支援を受ける対象となる者 (2) 第12条第2号から第4号までに掲げる事業 心身に障害のある子ども又はその疑いのある子ども及びその保護者</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 9 号議案
議 案 名	安城市母子・父子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>児童扶養手当の支給制限の適用期間が改められたことを踏まえ、受給資格の所得要件に係る所得の適用期間を改めるもの</p> <p>受給資格の所得要件に係る所得の適用期間を「前年（1月から7月までの間にあつては前々年）」から「前年（1月から10月までの間にあつては前々年）」に改める。</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>
議 案 番 号	第 10 号議案
議 案 名	安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>利用料金に係る規定の明確化及びその他規定の整理に伴うもの</p> <p>1 利用料金に係る規定の明確化</p> <p>(1) 利用料金の額の明確化</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に就労継続支援に要した費用の額）</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第25条第8号で定める費用の額</p> <p>(2) 利用料金の減免等に係る規定の整理</p> <p>2 その他所要の規定の整理</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 1 号議案
議 案 名	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護資金の償還方法に月賦償還の方法を加える。 2 災害援護資金の貸付けについて被災者が保証人を立てることを要しないこととする。 3 災害援護資金に係る利率の引下げ 年 3 パーセント → 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は年 1 パーセント 4 違約金に係る延滞利率の引下げ 年 1 0 . 7 5 パーセント → 年 5 パーセント <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設に置く技術管理者となることができる者として、専門職大学の前期課程において理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて同前期課程を修了した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 2 一般廃棄物処理施設に置く技術管理者となることができる者として、専門職大学の前期課程において理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて同前期課程を修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>

内 容																																																	
議 案 番 号	第 1 3 号 議 案																																																
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																																
摘 要	<p>県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定を行うもの</p> <p>1 課税額の改定</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>→</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の5.44を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき21,670円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき21,050円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,430円 特定世帯 7,715円 特定継続世帯 11,572円</td> <td></td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>→</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき8,840円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき9,020円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円 特定世帯 3,150円 特定継続世帯 4,725円</td> <td></td> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>→</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき9,810円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき9,160円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>1世帯につき4,730円</td> <td></td> <td>1世帯につき4,350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定を行うもの</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>		現 行	→	改 正 後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.44を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき21,670円		被保険者1人につき21,050円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,430円 特定世帯 7,715円 特定継続世帯 11,572円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円		現 行	→	改 正 後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき8,840円		被保険者1人につき9,020円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円 特定世帯 3,150円 特定継続世帯 4,725円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円		現 行	→	改 正 後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき9,810円		被保険者1人につき9,160円	世帯別平等割額	1世帯につき4,730円		1世帯につき4,350円
		現 行	→	改 正 後																																													
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.44を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の5.19を乗じて算定																																													
	被保険者均等割	被保険者1人につき21,670円		被保険者1人につき21,050円																																													
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,430円 特定世帯 7,715円 特定継続世帯 11,572円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円 特定世帯 7,475円 特定継続世帯 11,212円																																													
		現 行	→	改 正 後																																													
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定																																													
	被保険者均等割	被保険者1人につき8,840円		被保険者1人につき9,020円																																													
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円 特定世帯 3,150円 特定継続世帯 4,725円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 特定世帯 3,200円 特定継続世帯 4,800円																																													
		現 行	→	改 正 後																																													
所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の1.76を乗じて算定																																														
被保険者均等割	被保険者1人につき9,810円		被保険者1人につき9,160円																																														
世帯別平等割額	1世帯につき4,730円		1世帯につき4,350円																																														

内 容	
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法の改正に伴い基準等を定めるとともに、事業者から暴力団等の排除を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件、人員及び運営に関する基準等を定めるもの 2 指定地域密着型サービスの事業の特例である共生型地域密着型サービスの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの 3 指定地域密着型サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業及び指定介護予防支援の事業に係る暴力団等の排除に係る規定を加えるもの <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 5 号議案
議 案 名	安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市中心市街地拠点施設の利用料金の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市中心市街地拠点施設の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間の利用料金の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 6 号議案
議 案 名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市図書館の使用料の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市図書館の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の平日の午後 4 時から午後 5 時までの間、土曜日、日曜日及び祝日の午後 3 時から午後 4 時までの間の使用料の計算方法を明確にするほか、規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 1 7 号議案
議 案 名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市公民館の使用料の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市公民館の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間の使用料の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 8 号議案
議 案 名	安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市青少年の家の使用料の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市青少年の家の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間の使用料の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 1 9 号議案
議 案 名	丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>丈山苑の利用料の計算方法を明確にするもの</p> <p>丈山苑の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後 5 時から午後 6 時までの間の利用料の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 0 号議案
議 案 名	安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市民会館の利用料金の計算方法を明確にするもの</p> <p>安城市民会館の施設について、午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合の正午から午後 1 時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合の午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間の利用料金の計算方法を明確にする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 2 1 号議案
議 案 名	安城市視聴覚センター設置条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>安城市視聴覚センターを廃止するもの</p> <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>

内		容				
議案番号	第22号議案					
議案名	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について					
摘要	愛知県道路占用料条例の改正を踏まえ、市の徴収する占用料を改めるもの (単位 円)					
	占用物件		単位	改正前	改正後	
	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本1年につき	830	1,100
		第2種電柱			1,300	1,600
		第3種電柱			1,700	2,200
		第1種電話柱			740	940
		第2種電話柱			1,200	1,500
		第3種電話柱			1,600	2,100
		その他の柱類			74	94
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	7	9
		地下に設ける電線その他の線類			4	6
		路上に設ける変圧器		1個1年につき	730	920
		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	450	570
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500	1,900
		郵便差出箱及び信書便差出箱			620	790
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,500	1,900
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	31	40
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			45	57
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			67	85
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			89	110
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130	170
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			180	230
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			310	400
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450	570			
外径が1メートル以上のもの		890	1,100			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,500	1,900		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,200	1,100
	地下に設ける通路		690	680
	その他のもの		1,500	1,900
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき	1,200	1,500
	アーチ	1基1月につき	1,200	1,100
	その他のもの			

※Aとは、近傍類似の土地の固定資産課税台帳に登録された価格を表す。

(施行日)

平成31年4月1日

摘

要

内		容			
議案番号	第23号議案				
議案名	安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について				
摘要	愛知県流水占用料等徴収条例等の改正を踏まえ、市の徴収する土地占用料を改めるもの (単位 円)				
	占用物件		単位	改正前	改正後
	柱類 及び 線類	第1種電柱	1本1年につき	830	1,100
		第2種電柱		1,300	1,600
		第3種電柱		1,700	2,200
		第1種電話柱		740	940
		第2種電話柱		1,200	1,500
		第3種電話柱		1,600	2,100
		その他の柱類		74	94
	架空線類	長さ1メートル1年につき	7	9	
	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31	40
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		45	57
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		67	85
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89	110
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130	170
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180		230	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310		400	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450		570	
外径が1メートル以上のもの	890	1,100			
橋りょうその他の河川区域を占有するもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0399を乗じて得た額	Aに0.0484を乗じて得た額		
<p>※Aとは、近傍類似の土地の固定資産課税台帳に登録された価格を表す。</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>					

内		容				
議案番号	第24号議案					
議案名	安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について					
摘要	愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例等の改正を踏まえ、市の徴収する占有料を改めるもの					
	(単位 円)					
	占有物件		単位	改正前	改正後	
	柱類を 設置 する 場合	電柱	第1種電柱	1本1年につき	830	1,100
			第2種電柱		1,300	1,600
			第3種電柱		1,700	2,200
		電話柱	第1種電話柱		740	940
			第2種電話柱		1,200	1,500
			第3種電話柱		1,600	2,100
		その他の柱類				74
	線類		長さ1メートル1年につき	7	9	
	管類を 設置 する 場合	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	31	40
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			45	57
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			67	85
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			89	110
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130	170			
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180	230			
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310	400			
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450	570			
外径が1メートル以上のもの		890	1,100			
通路		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.0399を乗じて得た額	Aに0.0484を乗じて得た額		
※Aとは、近傍類似の土地の固定資産課税台帳に登録された価格を表す。						
(施行日) 平成31年4月1日						

内 容	
議 案 番 号	第 2 5 号議案
議 案 名	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 布設工事監督者になることができる者として、専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修めて同前期課程を修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 2 布設工事監督者になることができる資格のうち、技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものを、選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限るものとする。 3 水道技術管理者になることができる者として、専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修めて同前期課程を修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 4 水道技術管理者になることができる者として、専門職大学の前期課程において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて同前期課程を修了した後、6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 5 水道技術管理者になることができる者として、専門職大学の前期課程において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて同前期課程を修了した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加える。 <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 6 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 7 号議案 ～ 第 3 3 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業（第 1 号） 有料駐車場事業（第 2 号） 下水道事業（第 2 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地地区画整理事業（第 2 号） 介護保険事業（第 2 号） 後期高齢者医療（第 1 号）の 7 会計 資料別添
議 案 番 号	第 3 4 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 3 5 号議案
議 案 名	平成 3 1 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 3 6 号議案 ～ 第 4 1 号議案
議 案 名	平成 3 1 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 6 会計 資料別添
議 案 番 号	第 4 2 号議案
議 案 名	平成 3 1 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 4 3 号議案
議 案 名	平成 3 1 年度安城市下水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 4 4 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 18路線</p>
議 案 番 号	第 4 5 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>道路改良事業等に伴うもの</p> <p>認定 14路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,978路線</p>
議 案 番 号	第 4 6 号議案
議 案 名	住居表示の実施に係る市街地の区域の変更について
摘 要	<p>住居表示区域を変更するもの</p> <p>昭和39年10月1日実施の住居表示区域（通称南明治地区）について、安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分に伴い同事業の施行区域を住居表示実施区域から除外する。</p>